

原子力規制委員会政策評価基本計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第6条及び「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、原子力規制委員会政策評価基本計画を以下のとおり定める。

1. 計画期間

この計画の対象期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

2. 政策評価の実施に関する方針

政策評価制度は、政策の企画立案及び実施の的確な遂行に資する情報を得て、政策へ適切に反映させ、政策の不断の見直しや改善を行い、もって、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任を徹底するものと位置付けられる。

原子力規制委員会においては、以下の点に留意して政策評価を実施する。

- ・原子力規制委員会第3期中期目標（令和7年2月5日原子力規制委員会決定。目標期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日。）の達成につなげることを重視すること。
- ・政策評価を活用して新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことにつながるよう、評価の方法を工夫すること。
- ・原子力規制委員会におけるPDCAの効果的・効率的な運用を図るため、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日原子力規制委員会決定。以下「規程」という。）に基づくマネジメントレビューと適切に連携すること。

3. 政策評価の観点に関する事項

政策評価は、評価の対象とする政策の特性に応じて、主として必要性、有効性及び効率性の観点から行う。

必要性：対象とする政策に係る行政目的を国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らしたときの妥当性。

有効性：当該政策に基づく活動により得ようとする政策効果と実際に得られた又は得られると見込まれる政策効果の関係。

効率性：当該政策に基づく投入資源とそれによって得られる政策効果との関係。

上記の観点のほか、政策の特性に応じて、公平性、優先性などの観点を加味して適切に評価を行う。

4. 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにすることが重要であることから、第3期中期目標と年度業務計画の関係を示す政策体系を明示する。

政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。政策効果を把握する手法は、できる限り定量的に把握することができる手法を用いるものとするが、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合には定性的に把握する手法を用いるものとする。

また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあっては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

なお、政策に基づく具体的活動の実施主体が原子力規制委員会以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合にあっては、当該実施主体に対し、把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

5. 事前評価の実施に関する事項

(1) 評価の目的

法第9条の規定に基づき事前評価の実施が求められる政策については、当該政策により得られると見込まれる効果等を把握することにより、適切な政策の選択や改善に資する情報を得る見地から評価を実施する。

(2) 評価の対象

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第6号に規定する、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃による規制の新設又は改廃を目的とする政策を評価の対象とする。

(3) 事前評価の方式

事前評価は、基本方針に定める事業評価方式によることを基本とする。

(4) 評価の実施

(2)の評価の対象となる政策を主管する課又は室等（以下「政策主管課等」という。）は、当該政策の決定に先立ち、評価を行い、評価書を作成する。その際、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにするとともに、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

評価の内容、手順その他の評価の方法については、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制の政策評価ガイドライン」という。）等による。

6. 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

(1) 評価の目的

原子力規制委員会の政策全体の進捗状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することを目的とする。

(2) 評価の対象と方式

1) 原子力規制委員会の政策全てを事後評価の対象とし、原子力規制委員会が規程に基づき策定する年度業務計画において定める政策体系により区分する施策を単位として行うものとする。評価方式は、基本方針に定める実績評価方式によることを基本とする。

2) 上記5.により事前評価を実施した政策のうち、法第7条に規定する実施計画で定めた政策については、基本方針に定める事業評価方式によることを基本とし、規制の政策評価ガイドラインに基づき事後評価を実施する。

(3) 評価の観点・方法

各年度の実施施策に係る評価は、有効性及び効率性の観点を中心に3.の観点から行う。その際、第3期中期目標の達成につながるものであることを重視するものとする。

事前評価を実施した政策に係る評価は、必要性、有効性及び効率性の観点を中心に3.の観点から行う。

(4) 評価の時期

各年度の実施施策に係る評価は、各年度開始後速やかに、前年度までの施

策の進捗状況について評価を行う。なお、各年度の終了前に実施するマネジメントレビューの結果を次年度の年度業務計画へ反映するため、マネジメントレビューには、当該年度当初からマネジメントレビューまでの施策の進捗状況の評価を提出するものとする。

事前評価を実施した政策に係る評価は、規制の政策評価ガイドラインに基づき事前評価書に記載した時期に評価を行う。

(5) 評価の実施主体

評価は、各施策の主管課室等が実施する。

7. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の実施に当たっては、客観性及び厳格な実施を担保するため、学識経験を有する者の知見を評価の対象となる政策の特性、評価の内容等に応じ、適切に活用することとする。

特に、事後評価の実施に当たっては、専門的見地から意見を求める外部の有識者からなる政策評価懇談会の助言を得るものとする。

8. 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

評価結果は、原子力規制委員会の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。

原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁長官官房総務課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民に分かりやすい形で公表する。

9. インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

(1) 政策評価の評価結果等の公表

政策評価の評価結果等の公表は、次の文書を原子力規制委員会ホームページに掲載することにより行うものとする。

- ①評価書
- ②評価書要旨
- ③政策評価の結果の政策への反映状況

(2) 公表時期

それぞれの政策評価の評価結果等については、まとまり次第適時に公表するものとする。

10. 政策評価の実施体制に関する事項

原子力規制庁においては、長官官房総務課及び政策主管課等が、相互に連携を図りながら、政策評価を実施するものとする。具体的な役割分担は、以下のとおりとする。

① 長官官房総務課の役割

基本計画の策定等基本的事項の企画及び立案、政策評価結果の案の取りまとめ、政策評価結果の施策等への反映状況の審査、外部からの意見等の受付等、原子力規制委員会の政策評価全体の総括を行う。

② 政策主管課等の役割

評価対象政策に係る評価方式の決定、政策評価作業の実施、政策評価結果の施策等への反映状況の作成等を行う。

③ 政策評価懇談会の役割

政策評価懇談会は、原子力規制行政に関し専門的見地から意見を述べる外部有識者から構成する。

政策評価懇談会は、政策評価に対する助言を行うほか、必要に応じて、政策評価手法について検討を行う。

11. その他政策評価の実施に関し必要な事項

原子力規制庁長官官房総務課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する政策主管課等において適切に活用する。